（仮称）堺市自転車のまちづくり推進条例の体系図

理念条項

理念	市民が自転車に愛着を持って大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進める。

原則条項

目的	自転車の素晴らしさや楽しさを感じ、多くの人が自転車を使って移動しやすいまちづくりを進めるとともに、自転車に関わる全ての人にそれぞれの責務を明らかにし、自転車の安全な利用に関する意識の高揚を図り、もって自転車が関係する事件・事故の未然防止と、歩行者・自転車・自動車が共に安心して安全に通行できる地域社会の実現を目的とする。
定義	市　自転車　市民　自転車製造及び自転車販売業者 保護者等　学校長　事業者等

制度条項

責務	市の責務 自転車利用者の責務 市民等の責務 自転車製造業者の責務 自転車販売業者の責務 保護者等の責務 学校長の責務 事業者等の責務

具体制度

整合	自転車利用環境計画
協力	市の施策への協力
特記	自転車の点検整備等 自転車安全利用推進委員
要請	指導、取締り

協力

協働